

<財産分与調停を申し立てる方へ>

1 概要

財産分与とは、夫婦が婚姻中に協力して取得した財産を、離婚する際又は離婚後に分けることをいいます。

離婚後、財産分与について当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、離婚の時から2年以内に家庭裁判所に調停又は審判の申立てをして、財産分与を求めることができます。調停手続を利用する場合には、財産分与請求調停事件として申立てをします（離婚前の場合は、夫婦関係調整調停（離婚）の中で財産分与について話し合いをすることができます。）。

調停手続では、夫婦が協力して得た財産がどれくらいあるのか、財産の取得や維持に対する夫婦双方の貢献の度合いはどれくらいかなど一切の事情について、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、必要な審理を行った上、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てに必要な費用（郵便局で購入してください。）

- 収入印紙・・・1200円
- 連絡用の郵便切手・・・**予納郵便切手額等一覧表**をご確認ください。

裁判所に提出する書類の中に他方当事者等に知られたくない情報がある場合には、別紙「非開示希望と当事者間秘匿のご案内」をご覧ください。

3 申立てに必要な書類

- 申立書（財産目録を含む。）2通
→ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用（控え）の3通を作成し、裁判所には、裁判所用、相手方用の合計2通を提出してください。申立人用（控え）は、調停期日に持参してください。
- 事情説明書1通
- 送達場所の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 離婚時の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
→ 夫婦の一方が除籍された旨の記載があるものを提出してください。
- 不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書各1通 ※不動産がある場合

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

次の書類は、第1回調停期日までに提出してください。

□ 財産に関する資料等（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）

→ 固定資産評価証明書、預金通帳写し、残高証明書等財産の内容が分かるもの

※ 事案によっては、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

・財産分与調停事件は、当事者双方が婚姻中に得た財産の内容等を把握した上で話し合いを進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用として写しを2通提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

※ 上記提出方法は、財産分与請求調停事件での取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

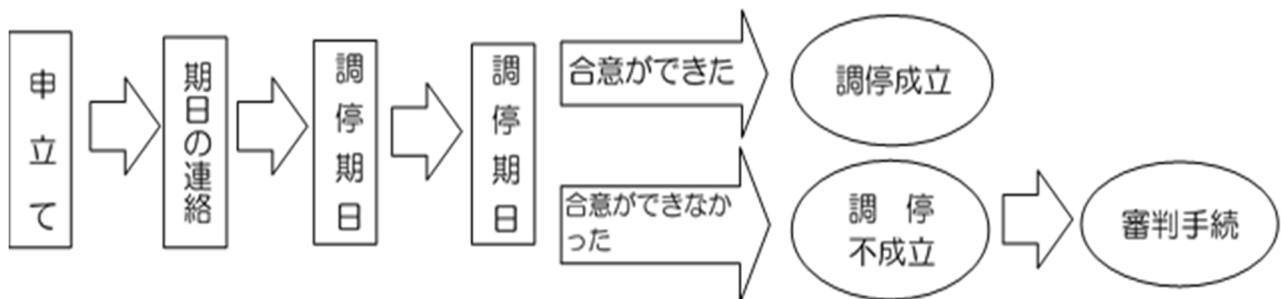
5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうかが判断します。そのため、「非開示希望申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請がなかったり、申請はあったが許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

6 調停の進め方について

- ・調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。
- ・調停手続は非公開です。当事者、代理人以外の方が期日に出席することはできません。
- ・調停の流れは下図のとおりです。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。



7 申立先及び問い合わせ先

申立先は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所または相手方と合意した家庭裁判所です。

※ 相手方と管轄裁判所について合意があるときは、管轄合意書の提出が必要です。

相手方の住所地が栃木県内の場合の申立先は、別紙「申立先一覧」のとおりです。